

「6-3. タイヤ ウェットグリップ (UN-R117 関係)」

● 適用範囲

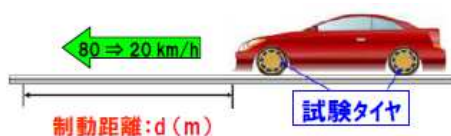
- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車、及び三輪自動車を除く。応急用スペアタイヤ等の適用除外タイヤあり。)

(注)：並行輸入車及び使用過程車等への規制手法及び規制導入時期については、引き続き検討することとしている。

● 改正概要

- タイヤのウェットグリップ(路面が濡れた状態でのタイヤのグリップ力)については、現在、業界自主基準として、国連規則の試験法等を用いたラベリング制度が存在。
- 国連規則のタイヤ単体騒音及び転がり抵抗の導入に併せ、タイヤのウェットグリップ試験法(実車法及びトレーラー法)及び規制値を導入する所要の改正を行う。

【実車法】



〔 ABS 付車両を用いて制動時の平均減速度を測定。 規

【トレーラー法】



〔 専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数 μ (摩擦特定)を測定。 〕

【規制値】 いずれかの試験により算出される平均減速度又は最大制動力係数 μ (摩擦特定)を基準タイヤと比較し、「ウェットグリップ指数」を決定。当該指数が一定値以上であること。

● 改正時期(予定)

平成 27 年 10 月

● 適用時期(予定)

自動車の種別	適用時期	
	新型車 (PHP を除く)	左記以外の自動車 (継続生産車等)
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 30 年 4 月 1 日	平成 34 年 4 月 1 日
乗車定員 9 人を超え、かつ、GVWR が 5 トン以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 31 年 4 月 1 日	平成 36 年 4 月 1 日
GVWR が 3.5 トン以下の貨物の輸送の用に供する自動車 GVWR が 3.5 トン以下の被牽引自動車		
乗車定員 9 人を超え、かつ、GVWR が 5 トンを超えの専ら乗用の用に供する自動車	平成 35 年 4 月 1 日	平成 38 年 4 月 1 日
GVWR が 3.5 トン超えの貨物の輸送の用に供する自動車 GVWR が 3.5 トン超えの被牽引自動車		

※ GVWR とは、技術的最大許容質量 (Technically Permissible Maximum Laden Mass)をいう。